関係資料の交付依頼書兼誓約書

令和　　年　　月　　日

大阪市契約担当者

大阪市教育長　様

住所又は

事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

「大阪市学習系システム構築・運用保守業務委託に係る情報提供依頼」における関係資料の交付を希望します。

なお、資料の交付に当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

１　依頼事項

関係資料の交付

２　交付資料

（実施要領）

・大阪市学習系システム構築・運用保守業務委託に係る情報提供依頼（RFI）実施要領

（大阪市提供資料）

・資料『要件定義書』

・別紙１『学校園一覧』

・別紙２『教育情報NW基盤活用方針』

・別紙３『学習系システム利用範囲』

・別紙４『学習系システム再構築スケジュール（案）』

（回答様式）

・様式２『見積内訳書』

・様式３『構築スケジュール』

・様式４『システム構成図』

・様式５『機能要件の適合状況』

・様式６『その他情報提供依頼事項』

・様式７『質問票』

・様式８『提供不可内容記載表』

・様式９『提出書類一覧』

３　遵守事項

第１条（利用の目的）

当社は、「大阪市学習系システム構築・運用保守業務委託に係る情報提供依頼における回答書を作成する目的（以下「本目的」という。）のためにのみ、関係資料を受領するものであり、本目的以外の目的のために受領した関係資料の情報（以下「本情報」という。）を利用しません。

第２条（秘密の保持）

１　当社は、本情報を秘密として保持するものとし、次項に定めるもののほか、第三者に対し開示しません。

２　当社は、本目的を達成するため必要な範囲及び適切な方法で、当社以外（以下「協力会社等」という。）に対して本情報の開示を行いますが、協力会社等においても本遵守事項を遵守させ、開示した本情報に対する責任は当社が負うこととします。

３　本目的を達するためであっても、本情報の必要以上のデータ化及びデータ化した本情報のコピー、印刷等を行いません。また、データ化及び印刷等した本情報は適切に管理を行い、第５条に基づき、適切に処理を行います。

第３条（損害の補償）

本情報の第三者への流出が認められた場合は大阪市の調査に協力するとともに、万が一、当社の責められるべき事実により大阪市へ損害を与える事態となった際には、最大限の補償を行います。

第４条（期間）

前条までに定める秘密の保持は、本目的の達成後も当社において存続するものとします。

第５条（本情報の返却、廃棄等）

本情報は、本目的達成後、大阪市へ返却します。また、データ化及びデータ化した本情報のコピー、印刷等を行った場合は、適切な方法により速やかに廃棄を行います。ただし、大阪市から別に廃棄等の指示を受けたときは、その指示に従います。